

全国社会保険労務士会連合会との連携の強化について

1. 建設企業向けの社会保険等に関する無料相談窓口の設置（平成 28 年 7 月から）

47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、担当の社会保険労務士が電話相談に応じます。

【利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。（連絡先については別添2参照。）
- ②都道府県社会保険労務士会が選任した社会保険労務士から折り返しのご連絡の中で、ご相談に対応いたします。（※原則、コールバックで対応。訪問対応に係る費用については、個別にご相談下さい。）

2. 安全大会等における講演、個別相談会の実施（平成 28 年 7 月から）

依頼に応じて、建設事業者等で開催している安全大会、安全衛生大会、総会等において、都道府県社会保険労務士会が選任する社会保険労務士が、社会保険加入等に関する講演及び個別相談会に対応します。

【利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。（連絡先については別紙2参照。）
- ②依頼内容に応じ、都道府県社会保険労務士会にて社会保険労務士を選任・派遣します。
- ③社会保険労務士が、1)社会保険未加入対策等に関する講演、2)大会等プログラム中又は終了後等に社会保険の加入等に関する個別相談会の実施、に対応します。（※費用については個別にご相談下さい。）

3. 国土交通省とタイアップした個別相談会の実施（平成 28 年 8 月から）

国土交通省が開催する、「社会保険等未加入対策に関する説明会」、「法定福利費に関する研修会」において、終了後に同会場で社会保険等の加入に関する個別相談会を実施し、社会保険労務士が対面相談に対応します。

【お申し込み方法】

- ①「社会保険等に参加対策に関する説明会」の開催については、別途国土交通省から発表をしておりますので、ご確認のうえお申し込み下さい。（詳細については別添3参照。）
- ②「法定福利費に関する研修会」については、決まり次第別途お知らせします。（秋頃を予定。）